

労働基準監督署の調査とは何ですか？

Q、労働基準監督署から調査の案内が届きました。どのような内容の調査ですか。

A、労働基準監督署の労働基準監督官が、事業所に立ち入って、労働基準法や労働安全衛生法の違反があるかどうかを調査します。

主に労働時間の管理（長時間労働・未払い賃金など）、労働条件の不利益変更や不当解雇、安全衛生に関する事項（健康診断など）について調べます。この立ち入り調査のことを「臨検監督」といいます。

調査の方法としては主に、定期監督と申告監督があります。

定期監督 ▼労働基準監督署がその年度の行政方針を策定して、それに基づき重点業種を定めて行う。

申告監督 ▼労働者から、法令違反などの申告が労働基準監督署になされたときに行う。

この臨検監督の結果、法令違反などの問題があった場合には「是正勧告書」という書面が交付され、指定期日までに是正するよう勧告されます。

よく指摘される事項として、次のようなことがあります。

- ①就業規則の未作成、未届け。
- ②時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）の未届け。
- ③労働時間を把握していない。
- ④時間外労働に対する割増賃金の未払い。
- ⑤年次有給休暇の日数を管理していない。
- ⑥雇入時の労働条件を書面で交付していない。
- ⑦定期健康診断を実施していない。

などです。是正勧告を無視していると逮捕され、書類送検されることもあります。

近年、退職者を含む労働者からの内部告発が増えています。法令違反をしていなければ、立ち入り調査を恐れることはありません。